

平成 26 年度 警防訓練指導会

【実施計画】

松山市消防局

1 目的

災害現場において、被害を最小限に抑え、安全確実に消防活動を行うためには、各隊員が基本的技術や知識を習得のうえ、部隊としての一体的な活動が必要である。本訓練を通じて、現在の活動能力を確認し、消防活動技術・知識の向上を図り、円滑な消防業務の実施に繋げるよう取り組むものである。

2 実施日時

- (1) 平成26年11月12日(水) 13時00分から16時30分まで 2部(非番対応)
- (2) 平成26年11月13日(木) 13時00分から16時00分まで 1部(非番対応)
- (3) 中止の決定

小雨決行とするが、災害、荒天等で訓練を中止する場合は、10時00分までに決定する。

3 実施場所

愛媛県消防学校(松山市勝岡町1163-15)

4 出場隊の編成等

(1) 隊編成単位(署所)

以下の単位で参加する。

実施 順位	11月12日(水)		11月13日(木)	
	【2部】		【1部】	
1	中央本署	1小隊	東本署	1小隊
2	北条支署	5小隊	城東支署	4小隊
3	中央本署	2小隊	東本署	2小隊
4	北条支署	6小隊	城東支署	5小隊
5	城北支署	4小隊	西本署	1小隊
6	南本署	1小隊	西部支署	4小隊
7	東部支署	4小隊	西本署	2小隊
8	南本署	2小隊		

(2) 隊員編成

- ① 1隊4名で自隊(消火業務担当又は警防業務担当)職員のみで編成する。
なお、企画研修担当、救急業務担当及び救助業務担当職員は含まない。
- ② 訓練参加職員については、次の基準により各署で人選する。
 - ア 指揮者：消防司令補以上
 - イ 隊員1：階級指定なし
 - ウ 隊員2：最も勤続年数が短い職員(平成26年度採用職員は除く)
 - エ 機関員：階級の指定なし

(4) 使用車両については、予備ポンプ車(局及び北条)を使用する。

5 訓練開始のことば

- (1) 訓練隊員等は実施要領（別紙）に示す隊形に、12時55分までに整列する（雨天時：屋内訓練場）。
- (2) 訓練隊員等は消防局企画官の訓練開始のことばを受ける。
- (3) 訓練開始のことばを受ける際の訓練隊員等の服装は、活動服、アポロキャップ、編上げ靴とする。

6 訓練概要

(1) 訓練想定

耐火造2階建て店舗併用住宅の1階部分にて火災が発生し、建物内に要救助者がいるとの想定で実施する（訓練棟の建物は2階までを現状のまま制限なく使用できるものとし、火災の状況は現示旗等により確認する。）。

- (2) 消防隊1隊による出動から一連の防ぎよ訓練を実施する。
- (3) 細部行動は、平成26年度警防訓練指導会実施要領（以下「実施要領」という。）「実施内容（細部行動要領）」のとおりとする。

7 訓練確認者等

(1) 査閲者

消防局長

(2) 訓練確認者

消防局企画官、消防署長

8 訓練係員等

各担当者は以下のとおりとし、担当任務は実施要領「訓練係員任務分担」のとおりとする。

(1) 訓練統括

警防課長

(2) 評価員

警防課員、中隊長及び支署長（非番対応）

(3) 安全管理員

各署救助業務担当職員（非番対応）

(4) 訓練補助員

警防課員及び各署救助業務担当職員（安全管理員兼務）

9 評価

(1) 確認項目及び訓練時間

- ① 評価項目は、実施要領（別紙）のとおりとし、各項目を3段階で評価する。
- ② 訓練時間の測定は、指揮者の「操作はじめのめ」の号令から、一連の活動で救出及び救出完了後5秒間の火点室内への放水完了までとする。
- ③ 基準時間を15分とする。

(2) 評価要領

- ① 実施要領「実施内容（細部行動要領）」に基づく参加隊員の行動を確認し評価する。
- ② 消防操法の基準、消防救助操法の基準、松山市消防活動基本規程等に基づき、隊員行動を評価する。
- ③ 消防車の走行及び消防活動に危険行動等があった場合は、訓練を停止させ必要な指示を行い、行動を是正又は安全を確保するとともに、不安全行動が著しい場合は、訓練を中止させる。

(3) 評価結果

評価結果は、別途周知するものとする。

なお、評価については後の消防活動技術向上に係る施策等に反映させるものであり、表彰は行わない。

1 0 使用資機材

実施要領「訓練使用資機材」のとおりとする。

1 1 安全管理

- (1) 安全管理員は、訓練実施中に危険行動が認められたときは、時期を失することなく、積極的に指示を行い、行動を是正させ、事故防止に努めること。
- (2) 「松山市消防安全管理規程」に基づき、事故防止の徹底を図ること。

1 2 事後検証訓練

各所属は、本訓練の評価を踏まえて、不備及び指摘事項の是正を目的とした訓練を実施し、実災害の対応力を高めるものとする。

1 3 訓練講評

- (1) 訓練隊員等は実施要領（別紙）に示す隊形で整列する（雨天時：屋内訓練場）。
- (2) 訓練隊員等は消防局長の講評を受けること。
- (3) 講評時の訓練隊員等の服装は、活動服、アポロキャップ、編上げ靴とする。なお、訓練終了直後の訓練隊員は、防火衣、保安帽（業務用・防火用）、長靴、作業用手袋での集合とする。

1 4 その他

(1) 集合時間

実施日の12時30分とする。

(2) 服装

- ① 訓練隊員 活動服、防火衣、保安帽（業務用・防火用）、アポロキャップ、編上げ靴、長靴、作業用手袋
- ② 訓練係員 活動服（救助隊は救助隊服）、編上靴、業務用保安帽、作業用手袋
なお、各係員は、所定のベストを着用し、安全管理員については安全帯を着装する。
また、必要により雨具や防寒着を着用すること。

(3) 訓練内容の細部については別途定める。